

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

文部科学省高等教育局学生・留学生課

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度
先行実施

対象
拡大

平成30年度
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置) ※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣旨

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、進学を後押しします。
- ②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H29～先行実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
※JASSOが示すガイドラインを踏まえ、各高校等で推薦基準を作成
- ◆ 給付額：月額2万円(国公立・自宅)
3万円(国公立・自宅外/私立・自宅)
4万円(私立/自宅外)
- ◆ 給付規模：進学者2万人

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
・児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、平成29年度から事業規模を大幅に拡充しています。

大学授業料等の全部又は一部を免除

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なりますので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。)

相談窓口の設置など 情報提供を強化

「スカラシップ・アドバイザー」の養成・認定・派遣/相談窓口の設置

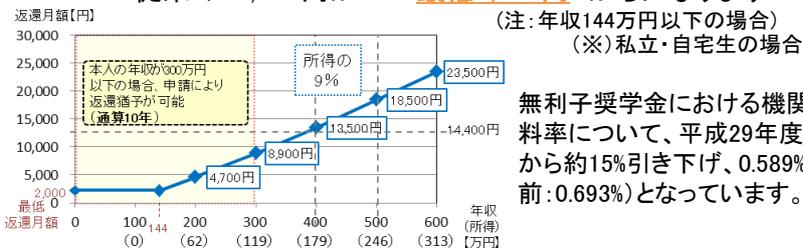
- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → **最低2,000円** からになります



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に減額します。
※平成29年4月から新たに1/3に減額幅を拡充するとともに適用期間を10年から15年間に延長

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (見直し前)下限0.1% → (見直し後)**0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

※事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」もあります。

※日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。



その他の奨学金

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくります。

入学時

在学中

卒業後

◆ 日本学生支援機構

「給付型奨学金」【給付】

- ・対象: 児童養護施設退所者等
- ・金額: 24万円

◆ 日本学生支援機構

「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】

- ・対象: 低所得世帯
- ・金額: 10/20/30/40/50万円より選択

◆ 都道府県社会福祉協議会

「生活福祉資金(教育支援資金)貸付(就学支度費)」【無利子】

- ・対象: 非課税世帯相当
- ・金額: 入学金相当(50万円以内)

◎問合せ先: お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金

(就学支度資金)」【無利子】

- ・対象: 母子・父子家庭等
- ・金額: 入学に際し必要な経費(37~59万円以内)

◎問合せ先: お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

◆ 日本学生支援機構

「給付型奨学金」【給付】

- ・対象: 非課税世帯
- ・金額: 月額2~4万円

◆ 日本学生支援機構

「第一種(無利子)奨学金」

- ・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
- ・金額: 月額2~6.4万円

◆ 日本学生支援機構

「第二種(有利子)奨学金」

- ・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
- ・金額: 月額2~12万円(選択可)

◆ 国立大学・私立大学の授業料減免等

- ・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者(各大学により異なる)
- ・人数: 国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
- ・金額: 授業料等の全額/半額/一部免除等(各大学により異なる)

◆ 都道府県社会福祉協議会

「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】

- ・対象: 同左
 - ・金額: 月額最大9.75万円(大学の場合)
- (機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。)

◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金

(修学資金)」【無利子】

- ・対象: 同左
- ・金額: 月額6.75~9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。

◆ 日本学生支援機構

「第一種(無利子)奨学金」

- ⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
 - ・返還月額: 本人所得の9%
(最低月額2,000円)
- *平成29年度新規貸与者より適用

◆ 日本学生支援機構

「第二種(有利子)奨学金」

- ⇒返還利率は国の財投資金借入金金利に連動して変動(下限0.01%~上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。

◆ 日本学生支援機構

「第一種、第二種奨学金」(共通)

- ⇒減額返還制度(最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。

◇ 日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantai_seido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがあります。平成29年12月現在24道府県等で実施しています。
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihooshien/sosei/index.html>

安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月)による財源を活用し、新たに生まれる1.7兆円程度を、教育の無償化措置(※)の実行等に充当
※現行消費税法の規定する用途に基づき、少子化対策としての位置付け

幼児教育

- **3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化**
※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度の利用者負担額を上限
※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲については、来年夏までに結論
- **0歳～2歳児は、当面、非課税世帯を対象として無償化**

⇒ 2020年4月から無償化を全面的に実施(2019年4月から一部スタート)

高等教育

- **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子どもたちに限って無償化を実現**
 - ① **授業料の減免**：住民税非課税世帯の子どもたちに国立大学の授業料・入学金を免除、私立大学の場合、平均授業料の水準を勘案して一定額を加算
 - ② **給付型奨学金**：学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置
※支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちにも段階的に支援
- **支援対象について要件を設定**
 - ① **支援対象者**：高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。進学後の学習状況(単位数の取得、GPA、処分等)に応じ、一定の要件に満たない場合は支援を打ち切り
 - ② **対象大学等**：学問追求と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象(実務経験のある教員による科目の配置、外部人材の理事の任命(一定割合超)、厳格な成績管理、財務・経営情報の開示)

⇒ 2020年4月から無償化を実施(詳細部分は検討を継続し、来年夏までに一定の結論)

以上のほか、

- ・生活困窮世帯等の子どもの学習支援を強化し、大学進学を後押し
- ・中間所得層のアクセスの機会均等について検討を継続(豪・HECS等を参考)

高等学校教育

- **年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現**

⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

リカレント教育

- **リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討**

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要